

国立大学法人和歌山大学学長の業務執行状況の確認に関する申合せ

平成 27 年 12 月 16 日

学 長 選 考 ・ 監 察 会 議

最終改正 令和 5 年 3 月 29 日

(業務執行状況の確認)

第 1 国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、国立大学法人和歌山大学学長選考・監察規程第 12 条に規定する学長の業務執行状況（以下「業務執行状況」という。）について、学長就任の翌年以降に、毎年度 1 回、業績を確認するものとする。

2 前項の業務執行状況の確認は、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価委員会の国立大学法人等の業務の実績に関する評価の結果（国立大学法人和歌山大学に対する評価結果に限る。）、国立大学法人和歌山大学監事監査規程に基づく監事の監査結果及びその他の業績等により行う。

第 2 学長選考・監察会議は、第 1 に定める業務執行状況の確認に当たっては、監事と連携して行うとともに、必要に応じて、学長に出席を求め、意見を聴くものとする。

(確認結果の公表及び通知)

第 3 学長選考・監察会議は、業務執行状況の確認を行ったときは、すみやかに当該確認の結果を公表するとともに、学長に通知する。

(助言等)

第 4 学長選考・監察会議は、業務執行状況の確認の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して助言及び提案を行うものとする。

(雑則)

第 5 この申合せに定めるもののほか、この申合せの実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この申合せは、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この改正申合せは、令和 2 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正申合せは、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この改正申合せは、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。